

## 令和3年度東京都立大泉高等学校附属中学校生徒募集要項

		一般枠募集
日 程	出願受付	令和3年1月12日（火）から令和3年1月18日（月）まで 郵送（上記出願受付期間に大泉郵便局に必着（郵便局留））により受付
	受検票交付	令和3年1月25日（月）までに郵送
	検 査	令和3年2月3日（水） 午前8時30分集合
	発 表	令和3年2月9日（火） 午前9時 校内に掲示及び本校のホームページに掲載
	入学手続	令和3年2月9日（火） 午前9時から午後3時まで 令和3年2月10日（水） 午前9時から正午まで
応募資格	<p>次の(1)から(4)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、(5)、(6)のどちらかに該当する者</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和3年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者</p> <p>(2) 令和3年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成20年4月2日から平成21年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者</p> <p>(3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和3年3月に修了する見込みの者</p> <p>(4) 令和3年3月31日までに、外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成20年4月2日から平成21年4月1日までの間に出生した者</p> <p>(5) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、実施要綱において同じ。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都内の小学校に在学している者のうち、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実で、次のアからエまでのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者。ただし、アからエまでのうち、保護者と同居していない場合は、具申書（様式12）の提出が必要。エに該当する者のうち都内に所在する児童福祉施設、又はオに該当する者のうち都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要</p> <p>ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等（以下「おじ等」という。）と同居している者</p> <p>イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者</p> <p>ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者</p> <p>エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者</p>	

	<p>オ 都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者</p> <p>なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）、令和元年台風第19号又は令和2年度7月豪雨において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人がおり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。</p> <p>また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が保護者と同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校の校長（以下「小学校長」という。）は具申書（様式12）を本校校長に提出すること。</p> <p>(6) 応募資格の審査を受け、承認を得た者</p> <p>※ 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者のうち、保護者が父母である場合で、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に同居できない場合は、保護者要件に関する応募資格審査関係書類（①理由書（様式応6）、②理由を証明する書類）を提出すること。</p>										
<p>出願書類</p>	<p>(1) 入学願書（本校で配布したものを使用すること。）</p> <p>(2) 報告書（本校で配布したもの又は本校ホームページからダウンロードしたデータを使用すること。）</p> <p>(3) 応募資格審査関係書類（応募資格審査が必要な場合）</p> <p>(4) 入学考査料 2,200円（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）</p>										
<p>検査時間割</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">開始時刻～終了時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集合</td> <td>午前 8時30分</td> </tr> <tr> <td>適性検査Ⅰ</td> <td>午前 9時00分～午前 9時45分</td> </tr> <tr> <td>適性検査Ⅱ</td> <td>午前10時25分～午前11時10分</td> </tr> <tr> <td>適性検査Ⅲ</td> <td>午前11時50分～午後 0時35分</td> </tr> </tbody> </table>	開始時刻～終了時刻		集合	午前 8時30分	適性検査Ⅰ	午前 9時00分～午前 9時45分	適性検査Ⅱ	午前10時25分～午前11時10分	適性検査Ⅲ	午前11時50分～午後 0時35分
開始時刻～終了時刻											
集合	午前 8時30分										
適性検査Ⅰ	午前 9時00分～午前 9時45分										
適性検査Ⅱ	午前10時25分～午前11時10分										
適性検査Ⅲ	午前11時50分～午後 0時35分										

別添 1

検査等の方法	<p>適性検査Ⅰ【共同作成問題】 出題の方針 文章の内容を的確に読み取ったり、自分の考えを論理的かつ適切に表現したりする力をみる。</p> <p>適性検査Ⅱ【共同作成問題】 出題の方針 資料から情報を読み取り、課題に対して思考・判断する力、論理的に考察・処理する力、的確に表現する力などをみる。</p> <p>適性検査Ⅲ【独自問題】 出題の方針 与えられた課題について、資料などを活用して論理的に考え、的確に解決する力、表現する力などをみる。</p>
--------	---

総合成績の  
算出方法

(1) 報告書の取扱い及び報告書の満点

<報告書の点数化の方法>

報告書は、「各教科の学習の記録」について、次の表に基づいて点数化する。  
「観点別学習状況」、「総合的な学習の時間の記録（第6学年）」、「特別活動の記録」、「行動の記録」、「出欠の記録」、「総合所見」の欄については点数化しない。

教科	各教科の評定					
	5年			6年		
	3	2	1	3	2	1
国語	25	20	5	25	20	5
社会	25	20	5	25	20	5
算数	25	20	5	25	20	5
理科	25	20	5	25	20	5
音楽	25	20	5	25	20	5
図画工作	25	20	5	25	20	5
家庭	25	20	5	25	20	5
体育	25	20	5	25	20	5
外国語				25	20	5
学年毎の満点	200			225		
報告書の満点	425					

(2) 検査の満点

入学者の決定には、報告書、適性検査の結果を点数化したものを換算して総合した成績（以下「総合成績」という。）を用いる。  
それぞれの項目の満点は、以下のとおりとする。

報告書換算後の満点	適性検査換算後の満点	総合成績
200	800	1000

(3) 総合成績の算出方法

報告書の得点	適性検査Ⅰの得点	適性検査Ⅱの得点	適性検査Ⅲの得点
得点 425点	100点	100点	100点
換算 ↓×200/425	↓×2	↓×3	↓×3
200点	+ 200点	+ 300点	+ 300点
<b>総 合 成 績</b>			
= 1000点			

入学手続	<p>合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書(様式9)を提出し、入学手続を行う。入学手続期間内に入学意思確認書を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない事情により入学手続期間内に入学意思確認書の提出ができない場合には、入学手続期間内に本校に連絡し、入学意思を伝えること。本校校長は状況を把握の上、当該合格者の入学手続の扱いを決定する。</p> <p>なお、やむを得ない事情とは、自己の責に帰さない事情であり、公共交通機関の遅延又は急病により、入学手続期間を過ぎる場合をいう。これによらない場合については、本校校長は都立学校教育課高等学校教育課入学選抜担当と事前に協議の上、決定する。</p> <p>本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書(様式10)を交付する。</p>
特別措置	<p>実施要綱第13による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>なお、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条により小学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の学校感染症(新型コロナウイルス感染症を含む。以下「インフルエンザ等」という。)に罹患した者又は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われ、受検日現在、濃厚接触者と判断され健康観察や外出自粛を要請されている者及び自治体によるPCR検査の結果を待っている者(これから検査を受ける予定の者を含む。以下「新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる者」という。)は、受検することはできない。ただし、小学校長が出席停止を解除している場合又は症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認められた場合は、受検を認める。その際、特別措置申請書(様式15)により別室による受検等を申請する場合は、医療機関からの証明書や小学校長がインフルエンザ等による出席停止を解除していることについて証明する書類を添付すること。</p> <p>また、濃厚接触者と判断され健康観察や外出自粛を要請されている者でも、以下のアからエまでの全ての条件を満たす場合は、別室での受検を認める。その際、特別措置申請書(様式15)により別室による受検等を申請すること。</p> <p>ア 自治体によるPCR検査又は検疫所における抗原定量検査の結果、陰性であること。</p> <p>※ 一般のクリニック等での検査では受検要件を満たさない。</p> <p>※ 検査結果が判明するまでの期間は受検できない。</p> <p>イ 受検当日も無症状であること。</p> <p>ウ 電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船などの公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。</p> <p>エ 終日、別室で受検すること(ただし、校地内において別室まで他の受検者と接触しない動線が確保されていることとする。)</p> <p>(3) (2)にかかわらず、受検日に37.5度以上の発熱が認められた者は、受検することができない。</p> <p>(4) 特別措置申請後に志願を取りやめる場合、申請者は速やかに小学校長を経由して、本校校長に 志願の取りやめる旨連絡をする。</p>

別添 1

繰上げ合格候補  
者通知書の送付

令和3年2月9日（火）に配達時間帯指定郵便により郵送